

大阪市火災予防条例の解説(56)

規制課

今月号は、大阪市火災予防条例第32条の6第2項第2号までについて解説する。

〈移動タンクの基準〉

第32条の6 移動タンクにおいて少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における貯蔵及び取扱いの技術上の基準は第32条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 移動タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該のタンクの注入口に移動タンクの注入ホースを緊結すること。ただし、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。)

により引火点が40度以上の液体の危険物を注入するときは、この限りでない。

(2) 移動タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の法別表第1第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。

(3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクに入れ、又は移動タンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。

(4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクの上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注

入管の先端を移動タンクの底部に着けること

(5) 移動タンクにより危険物を運ぶ者は、その開始前に、弁、マンホール及び注入口のふた等の点検を行うこと

(6) 移動タンクにより危険物を運ぶ場合で、休憩等のため車両を一時停止させるときは、安全な場所を選ぶこと

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第32条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 移動タンクは、火災予防上安全な場所に常置すること

(2) 移動タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又

はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力でそれぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること

解説及び運用

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う車両に固定されたタンク、いわゆるミニローリーと呼ばれるものについて規定したものである。

1 第1項

第1項の規定は、タンクに収納する危険物量、タンクの計量口、タンクの開閉弁及び注